

社会教育施設における自然災害等による閉館対応に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、利用者の安全確保を目的として、八街市内社会教育施設（以下「施設」という。）における自然災害等による閉館対応に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において定める自然災害等とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象及び市民の安全確保が困難と判断される感染症の流行をいう。

(開館及び閉館)

第3条 自然災害等により、施設の開館及び閉館の時間を変更する基準は、別表のとおりとする。

(広報)

第4条 施設の長は、前条の規定により、施設の開館及び閉館の時間を変更した場合は、速やかに市民に広報するものとする。

(補則)

第5条 この基準に定めるもののほか必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和7年 8月 8日から施行する。

別表（第3条）

自然災害等	閉館の基準	開館の目安
暴風 豪雨（大雨）	・八街市に暴風特別警報、暴風警報、大雨特別警報、大雨警報が発令されたとき。 ・八街市が避難所を開設したとき。	・警報等が解除され、施設が使用可能な状況と確認されたとき。 ・八街市が避難所を開設したときは、避難所が閉鎖されたとき。
豪雪（大雪）	・八街市に大雪特別警報、大雪警報が発令されたとき。 ・八街市が避難所を開設したとき。	
洪水	・八街市に洪水警報が発令されたとき。 ・八街市が避難所を開設したとき。	
地震	・八街市で震度5弱以上の地震を観測したとき。 ・八街市が避難所を開設したとき。	
高潮、津波、噴火その他異常な自然現象	・八街市が警戒レベル3（高齢者等避難）以上を発令したとき。 ・八街市が避難所を開設したとき。	
市民の安全確保が困難と判断される感染症の流行	・八街市域に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言並びにその他同様の宣言が発令されたとき。	・緊急事態宣言が解除されたとき。

備考

- 1 閉館時の施設使用許可については取消し又は停止とする。
- 2 閉館時の施設使用許可に基づく使用料については、全部又は一部を還付若しくは振り替えによる対応とする。